

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金制度について

国や道では、新型コロナウイルス感染症拡大による、緊急事態宣言措置・まん延防止等重点措置の影響を受けた事業者等を対象に、各種支援金制度を創設しています。

道特別支援金

次の①または②において令和2年11月から令和3年3月のいずれかの月の売上が、対前年または前々年の同月比で50%以上減少している方

- ①札幌市内の時短対象飲食店等との取引がある事業者
- ②北海道内外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

- ・給付額 中小法人等20万円、個人事業者等10万円
- ・申請期限 8月31日(火)
- ・問合せ 北海道特別支援金コールセンター
TEL011-351-4101

緊急事態措置協力金（飲食店等）

緊急事態措置に伴い時短営業等に協力した飲食店等

- ・対象期間 5月分 5月16日(日)から31日(月)
6月分 6月1日(火)から20日(日)
- ・給付額 中小企業・個人事業者
売上高に応じて1日あたり2.5万円から7.5万円
- ・申請期限 8月31日(火)
- ・問合せ 北海道感染防止対策協力支援金コールセンター TEL011-350-7377

月次支援金

緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う休業、時短営業や外出自粛等の影響により令和3年の月間売上が、対前年または前々年の同月比で50%以上減少した中小企業・個人事業者等

- ・給付額 中小法人等 1カ月あたり上限20万円
個人事業者等 1カ月あたり上限10万円
- ・申請期限 4月、5月分 8月15日(日)
6月分 8月31日(火)
- ・問合せ 相談窓口 TEL0120-211-240

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者で、休業手当の支払いを受けることができなかった方※短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

- ・対象期間 ①令和2年10月から令和3年4月
②令和3年5月から令和3年6月
- ・申請期限 ①7月31日(土) ②9月30日(木)
- ・問合せ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
TEL0120-221-276

町でも各種支援金に係る相談や書類作成支援等を行いますので、ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

問合せ／商工観光課 商工・労働担当（内線1623・1624）

令和4年度 根室管内町職員採用 資格試験（初級職）のお知らせ

総務課から

1 試験区分と採用予定人員

各町の試験区分と採用予定人数は、各町のホームページを確認するか、下記までお問い合わせください。

2 受験資格

一般事務職（初級職）

短大卒業程度または高校（専門学校を含む）卒業程度の学力を有し、平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

※上記以外の募集職種がある場合には、公示日に北海道町村会ホームページや町ホームページでお知らせします。

3 試験方法

一般事務職（初級職）

教養試験、作文試験、事務適性検査

4 試験日、会場

日時 9月19日(日) 午前9時から
会場 中標津町役場

5 申込み

7月30日(金)までに応募先の町役場へ指定の申込用紙を提出してください。

※受付時間 午前9時から午後5時
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

※郵送の場合は、7月30日(金)までの消印のあるものに限りません。

6 問合せ

各町役場総務課

別海町（人事厚生担当）TEL0153-75-2111

中標津町（職員係）TEL0153-73-3111

標津町（職員担当係）TEL0153-82-2131

羅臼町（職員担当係）TEL0153-87-2111

根室町村会 TEL0153-22-2369

※令和4年度根室管内町職員採用資格試験公示日が6月25日のため、記事作成現在で確認できる情報を掲載しています。

ご迷惑をお掛けしますが、詳細やご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

問合せ／人事厚生担当（内線2114）

情報公開制度と 個人情報保護制度の運用状況

令和2年度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度の運用状況 (令和3年3月31日現在)

1 情報公開の状況

区分	公開の請求	処理の状況		
		全部公開	部分公開	その他
件数	12件	3件	7件	2件

2 情報公開の請求者別内訳

区分	人数
町内に住所を有する者	7人
町内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体	0人
その他上記以外のもの	5人
合計	12人

3 情報公開の実施機関別内訳

区分	件数
町長	12件
その他	0件
合計	12件

4 不服申立ての状況

非公開の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

個人情報保護制度の運用状況 (令和3年3月31日現在)

1 自己情報の開示請求の状況

区分	開示の請求	処理の状況		
		開示	部分開示	その他
件数	0件	0件	0件	0件

2 開示請求の実施機関別内訳

区分	件数
町長	0件
その他	0件
合計	0件

3 不服申立ての状況

非開示の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

問合せ／総務行政担当（内線2112）

町長の資産等を 公開しています



「政治倫理の確立のための別海町長の資産等の公開に関する条例」に基づき、町長の資産等を公開しています。

なお、令和2年12月31日において保有している資産等について、新たに作成した資産等補充報告書等の閲覧開始日は、令和3年7月1日(木)からです。

■閲覧受付および閲覧場所 役場2階 総務課窓口

問合せ／総務行政担当（内線2111・2118）

町税の徴収の強化について

町税の納付は、法令等にのっとり、納期内納税を原則としています。

「催告に応じない」「滞納したまま納税相談がない」「誓約を守らない」滞納者には、納期内納税している方との公平性を確保するため、預貯金、給与、生命保険などの財産調査および差し押さえを随時執行しています。

納付が困難な場合は必ずご相談ください

本年度の債権調査と 差押件数

■債権の調査 334件

■債権の差押 11件

(令和3年5月末現在)

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）